

2024年4月5日

各 位

会社名 東邦ホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役 CEO 有働 (コード番号 8129 東証プライム市場) 問合せ先

執行役員 経営戦略本部長 河村 真

(電話 03-6838-2803)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、現行の譲渡制限付株式報酬制度(以 下「本制度」といいます。) の改定を決議し、本制度の改定に関する議案を 2024 年 6 月 27 日開催予定の第 76 回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知 らせいたします。

記

1. 本制度改定の目的及び条件

(1) 本制度改定の目的

本制度は、2017年6月29日開催の第69回定時株主総会において、第3号議案「当社取締役(監査等委 員であるものを除きます。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただ き、当社の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)を対象に、 当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを従来以上に与えるとともに、株主の皆様との一層 の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入しております。

今般、対象取締役の在任期間中を通じた当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより一 層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、本制度の内容 を以下の通り一部改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2) 本制度改定の条件

本制度により対象取締役が交付を受ける譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間について、3年間から5年 間までの間で当社の取締役会が予め定める期間と設定しておりましたが、譲渡制限付株式の割当日より当 社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職等する日まで の期間(ただし、当該退任又は退職等する日が、譲渡制限付株式の割当日の属する事業年度3ヶ月を経過 した日よりも前の時点である場合には、当社取締役会において、譲渡制限期間の終期について、合理的な 範囲で調整することができるものとします。以下「改定後譲渡制限期間」といいます。)に改定すること といたします。譲渡制限期間を改定することとなるため、本株主総会において、かかる譲渡制限期間の改 定につき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。また、かかる譲渡制限期間の改定に伴 い、退任時の取扱い、譲渡制限の解除及び無償取得に係る条件についても、必要な修正を加えることとい たします。

なお、上記の改定につきましては、今後交付される譲渡制限付株式に適用されるものであり、すでに交 付済みの譲渡制限付株式に関しての譲渡制限期間を変更するものではございません。

2. 改定後の本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、 当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

当社の取締役(監査等委員であるものを除きます。)の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第68回 定時株主総会において、年額7億円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)としてご承認いただいており、また、2017年6月29日開催の第69回定時株主総会において、当該報酬等の額の範囲内で、本制度に関する報酬等の額を年額55百万円以内(うち社外取締役分は年額5百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)として設定することにつきご承認をいただいております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

そして、改定後の本制度により、当社が発行又は処分する当社の普通株式の総数は、年 25,000 株以内(うち社外取締役分は年 3,000 株以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)(ただし、本株主総会の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該普通株式の総数を合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該普通株式の発行又は処分を受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社の取締役会において決定するものといたします。

また、上記の金銭報酬債権の支給については、当社と改定後の本制度による当社の普通株式の発行又は 処分を受ける対象取締役との間において、①改定後譲渡制限期間における当該普通株式に係る第三者への 譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。当該普通株式は、改定後譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、改定後譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、改定後の本制度においても、改定前と同じく、対象取締役のほか、当社の執行役員及び従業員並 びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付 株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を発行又は処分する予定です。

以上